

令和8年度

海津市留守家庭児童教室

ご利用案内



海津市健康福祉部
こども未来課

<留守家庭児童教室がめざす姿>



■子どもに寄り添う支援

子どもたちはそれぞれが異なる個性や特徴を持っています。留守家庭児童教室では、子どもたちの努力していることや悩んでいることをしっかりと把握し、丁寧にサポートを行います。

■子どもが安心できる場所に

保護者や学校と積極的に連携を図り、子どもに関する相談や情報の共有を重視しています。また、子どもとの信頼関係を深め、安心して過ごせる居場所づくりに努めています。

■放課後を楽しく過ごす

子どもたちが友達と仲良く過ごせることで、より安心して日々を送ることができます。充実した放課後を過ごせるよう、一緒に学習する場を設けたり、仲間同士で楽しめる遊びや創作活動の機会を提供するなど、子どもたちが楽しみに思える環境づくりに努めています。

＜ 目 次 ＞

【教室の概要】	
1. 留守家庭児童教室とは 2. 対象者 3. 教室の所在地及び連絡先 4. 開設日及び開設時間等	3
【利用申請について】	
5. 申請受付期間 6. 申請受付場所 7. 申請に必要なもの	4
8. 利用決定について 9. 利用の取消しについて	5
【利用料金・費用に関する案内】	
10. 負担金（利用料）について 11. 傷害保険（スポーツ保険）の加入について 12. 利用料の納付方法	6
13. 負担金（利用料）の例	7
14. 利用料の減免について	8
【利用開始後の注意事項】	
15. 教室の利用にあたって 16. 持ち物について	9
17. 土曜日・振替休業日・長期休業日のおやつについて 18. 緊急時の対応について	10
19. 留守家庭児童教室専用アプリ さくら days について 20. 相談窓口	13
【利用中または利用終了時の手続き】	
21. ご利用中に必要な手続き	14
【資料】 海津市留守家庭児童教室利用申請時に必要なその他の添付書類	15

【教室の概要】

1. 留守家庭児童教室とは

下校後（放課後）、土曜日、又は学校の長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）に、保護者が仕事などの理由で昼間家庭にいない児童を対象に、保護者が帰宅するまでの間、安全で安心できる環境を提供し、心身の健全な育成をサポートする施設です。

2. 対象者

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童

3. 教室の所在地及び連絡先

教室	定員	開設場所	電話番号	備考
海津	160	海津小学校 南舎 1階 (4教室)	080-5944-8361 (海津①) 080-5944-8364 (海津②) 080-5944-8366 (海津③) 080-5944-8378 (海津④)	土曜日は 海津教室 のみ開設
今尾	45	今尾小学校 1階	080-5944-8395	
海西	35	海西小学校 1階	080-5944-8403	
下多度	35	下多度小学校 1階	080-5944-8405	
城山	55	城山小学校 体育館2階	080-5944-8407	
石津	70	石津小学校 特別棟2階	080-5944-8428	

4. 開設日及び開設時間等

(1) 開設日及び開設時間

- ①放課後（始業式・終業式を含む）・・・・・・・・・・下校時間から午後6時30分まで
- ②土曜日及び学校行事等で振替休業日になった時・・・午前7時30分から午後6時30分まで
- ③長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）・・・・・・・・午前7時30分から午後6時30分まで

※土曜日は、海津教室のみの開設となります。

※始業式・終業式は長期休業日には含まれません。

(2) 休室日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② お盆休み：8月13日から8月15日まで
- ③ 年末年始：12月29日から翌年1月3日まで
- ④ その他、海津市こども未来課が必要と認めた日
 - ・ 気象警報【暴風・大雨（浸水害、土砂災害）・洪水・暴風雪・大雪・津波】、震度5以上の地震発生及び地震警戒宣言が発令中又は発令される恐れがある場合
 - ・ 教室が、業者清掃や学校行事等で利用できない場合

【利用申請について】

5. 申請受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年11月28日（金）まで

（ただし、土日祝日除く）

※年度途中からの申込み

受付期間終了後は、定員に空きのある場合において、随時受付します。定員に空きがない場合は、待機となります。利用申請書は利用希望月の前月20日までに提出してください。21日以降の申込みは、原則、利用決定日以後の月途中からの利用となり、負担金の日割りは行いません。

6. 申請受付場所

- ・海津市健康福祉部 こども未来課（海津市役所 東館2階）
- ・各留守家庭児童教室

7. 申請に必要なもの

- ① 留守家庭児童教室利用申請書兼児童台帳（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第1号添付書類—2）
- ③ その他の添付書類（詳細は、15ページをご覧ください）

保護者の勤務状況等により添付書類が変わります。

【例】・常勤の方

→社会保険証の写しまたは就労証明書（様式第1号添付書類—1）

・パートの方

→就労証明書（様式第1号添付書類—1）

・土曜日の利用を希望する方

→土曜日の勤務について記載がある就労証明書（様式第1号添付書類—1）

・事業主の方

→令和6年分の確定申告書の控えの写し

（令和7年分の確定申告後に申請書を提出される場合は、令和7年分の確定申告書の控えの写しを提出願います）

※口座振替依頼書について

利用料は、原則として口座振替をお願いしています。市内金融機関またはこども未来課窓口で口座振替依頼書がありますので、必要事項を記入し、引き落とし希望口座の通帳及び銀行届出印を持って、**令和8年3月10日（火）まで**に、ご希望の金融機関へ提出してください。

なお、現在ご利用されている方、きょうだいが利用されている方は新たに提出いただく必要はありません。

①～③のすべての関係書類を提出された時点で利用申請の受付が完了となります。

8. 利用決定について

- ① 定員を超えた教室については、低学年（１・２年生）の児童を最優先利用とします。次に中学年（３・４年生）の児童を優先利用とし、なお定員に空きがある場合においてのみ、高学年（５・６年生）の利用を決定します。
- ② 優先学年が同じ場合においては、完全な留守家庭児童を優先利用とし、次にひとり親家庭を優先利用とします。（祖父母等が家にいる子からお断りします。）
- ③ 同じ条件の場合は、勤務終了時間の遅い方を優先利用とします。
- ④ 利用者が５人に満たない教室は、休室しますのでご利用できないことをご承知おきください。
- ⑤ ３月中旬までに利用決定通知書または却下通知書の送付をします。

9. 利用の取消しについて

次の場合は利用を取り消すことがあります。

- ① 申請書類の内容が事実と異なる等、偽りその他の理由により、利用資格要件を満たしていないことが判明したとき
- ② **利用料の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき**
- ③ その他教室の利用が不相当と判断した場合

【利用料金・費用に関する案内】

10. 負担金（利用料）について

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 放課後又は長期休業（月～金）及び土曜日 | 月額6,000円 |
| ② 放課後又は長期休業（月～金） | 月額4,000円 |
| ③ 土曜日のみ | 月額2,000円 |
| ④ 夏季休業加算 | 6,000円 |

夏季休業加算は、夏季休業の最初の利用月の利用料に加算されます。

- ・7月と8月に利用される方は、7月の利用料に加算されます。
- ・8月のみ利用される方は、8月の利用料に加算されます。

利用を休止する場合は、前月末日までに「利用休止届」または「利用廃止届」を提出してください。**提出がない場合、利用料が発生します。**

特に夏休み期間については、7月の夏季休業加算が適用されるため、**7月の利用を休止する場合は、必ず6月末日までに届出を完了してください。**夏休み前の時点でも、人員配置などの準備を進めていますので、スムーズな運営へのご協力をお願いいたします。

11. 傷害保険（スポーツ保険）の加入について

留守家庭教室の活動中の事故でケガをした場合に保険金を支払う制度です。

- ① 利用申請されたすべての児童に加入していただきます。（年額800円：個人負担）
※掛け金は変更する場合があります。
- ② **利用決定通知後は保険料が発生します。利用せずに取りやめた場合でも、団体で保険加入しているため返金はできません。ただし、前年度2月末日までに「利用廃止届」を提出すれば保険加入を取り消すことが可能です。**
- ③ 令和8年度のスポーツ保険料の引き落とし日は**令和8年4月30日（木）**です。
※長期休業の利用のみなど、4月に利用されない方も同じです。
※ただし、年度途中（4月1日以降）に利用申請をされた方は、利用決定通知書送付後、随時、請求させていただきます。

12. 利用料の納付方法

- ① 利用料は、原則として**口座振替**をご利用ください。
- ② 利用した月の末日に指定口座から引き落としとなります。月末が休日に当たるときは、休日明けとなります。（原則として領収書は発行しません。）
- ③ **納期限を過ぎた場合、督促手数料100円を徴収させていただきます。**
- ④ **口座残高不足などで振替ができない場合、督促手数料を加えた納付書でのお支払いになります。同月分の再振替はできないので、引き落とし日前に残高を確認してください。**

13. 負担金（利用料）の例

<例①> 放課後及び長期休業を利用する場合（土曜利用なし）

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	○	×	○	○	○	○	○	○

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	4,800	4,000	4,000	10,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

<例②> 長期休業のみを利用する場合（放課後、土曜利用なし）

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	×	×	○	○	○	○	○	○

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	4,800	—	—	10,000	4,000	—	—	—	4,000	4,000	—	4,000

<例③> 8月夏休み及び1月冬休みのみを利用する場合

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	×	×	×	×	○	×	○	×

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	800	—	—	—	10,000	—	—	—	—	4,000	—	—

<例④> 冬休みのみ利用しない場合

利用 形態 ○・×	放課後 月～金	土曜日	春休み 4月	夏休み		冬休み		春休み 3月
				7月	8月	12月	1月	
○・×	○	○	○	○	○	×	×	○

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料 (円)	6,800	6,000	6,000	12,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

1 4. 利用料の減免について

利用料は世帯の所得に応じて一部または全額が免除されることがあります。免除を受けるには毎年度申請が必要で、減額は申請後の翌月利用分から適用されます。

① 市民税が非課税の世帯は2分の1の額を減額

4月から6月までの利用料については、令和7年度分の市民税の課税情報を基に判定し
7月から翌年3月までの利用料については、令和8年度分の市民税の課税情報を基に判定します。

利用する月	申請時期及び必要書類
令和8年4月～ 令和8年6月	令和8年3月中旬頃までに (年度の途中からのご利用の方は、申請と同時に提出してください。) ・負担金減免申請書(様式8号)
令和8年7月～ 令和9年3月	令和8年6月中旬頃までに (年度の途中からのご利用の方は、申請と同時に提出してください。) ・負担金減免申請書(様式8号)

② 生活保護法に規定する生活扶助を受けている世帯は全額免除

- ・負担金減免申請書(様式8号)
- ・生活保護受給証明書：社会福祉課で発行します。

③ 災害等により利用料を納入することが困難な世帯は全額免除

その他、減免制度についてのお問い合わせは、こども未来課までお問い合わせください。

【利用開始後の注意事項】

1 5. 教室の利用にあたって

- ① お子さんに当日の留守家庭児童教室の利用有無をしっかりと伝えてください。
- ② 急病等緊急時には、利用時間中であっても早急にお子さんのお迎えをお願いします。
- ③ お迎えは、お子さんの安全のため必ず保護者又は児童の家族（利用申請書兼児童台帳に記載の18歳以上の方）をお願いします。その際、本人確認の為、身分証明書等の提示を求められることがありますのでご了承ください。
- ④ 必ず午後6時30分までにお迎えに来てください。
- ⑤ 土曜日や学校行事による振替休業日、また春休み・夏休み・冬休みの長期休業時には、児童の安全を確保するため、必ず保護者の方が教室の入口まで送迎をお願いいたします。
- ⑥ 留守家庭児童教室は、集団で留守番をする「公の場」です。他の利用児童や放課後児童支援員等に迷惑となる行為（暴力的な言動、いじめ、嫌がらせ等）をした時には、利用をやめていただく場合があります。保護者からも事前にお子様へ注意等をお願いします。
- ⑦ 開設時間において、放課後児童支援員等が「自主勉強の時間」、「遊びの時間」等を設けて、様子を見守ります。勉強は教えません。
- ⑧ 教室内の物品（机、おもちゃ、本等）は、公共の物なので大切に扱ってください。
- ⑨ 海津教室は①～④教室に振り分けて運営しています。教室の振り分けは運営側で行っており、振り分けについて個々の要望は受付できません。また、振り分け後の教室変更についても、個別に対応はしていません。

1 6. 持ち物について

- ① 給食のない日（始業式、終業式、振替休業日、土曜日及び長期休業日等）に利用される場合は、必ずお子さんにお弁当及び水筒を持たせてください。
※令和8年度の長期休業期間中のお弁当利用実施については、未定です。（令和7年10月6日現在）今後の運用については、運営委託会社である（株）明日香より、さくらdaysからご連絡させていただきます。
- ② 教室に遊び道具（ゲーム機等）の持ち込みはできません。
- ③ 学校用タブレットは宿題のみに使用してください。破損や紛失について教室は責任を負いません。また、一部の教室ではWi-Fiがつながりにくい場合がありますが、環境改善は行えません。支援員はタブレット操作の対応はできません。

17. 土曜日・振替休業日・長期休業日のおやつについて

土曜・振替休業日・長期休業日（登校日含む）は、おやつの持ち込みが可能です。
以下のルールを守ってください。

①おやつの基準について

- おやつは1日50円程度、2種類まで、個別包装のものを持参してください。
- かばんから出すことができるのは、おやつの時間だけです。
- **小さめの袋に児童の氏名を記入し、食べ終わった後のごみもその袋に入れて持ち帰ります。**

②持ち込み禁止のおやつについて

- 気温で変形・変質するもの（チョコレート、飴、ガム、アイスクリームなど）
- 要冷蔵・要冷凍のもの
- 消費期限・賞味期限が不明な手作りおやつ。ただし、食物アレルギー対策として持たせる場合は可。おやつは室温で保管しますので、ご注意ください。
- スプーンなどが必要なもの（容器入りゼリー・プリンなど）ただし、ひとくちサイズのもののみ可

食物アレルギーや感染症予防のため、おやつの譲り合いや交換は禁止です。忘れた場合でも教室からのおやつの提供はありません。ご了承ください。

18. 緊急時の対応について

※緊急時の連絡は、「さくらdays」に配信しますので、必ずご確認ください。

（1）気象警報等の発令時（放課後の場合）

A. 午前11時時点で気象警報等が継続して発令され、学校が休校になる場合

○留守家庭児童教室は**休室**となります。

「さくら days」にて連絡します。

B. 午前11時までにすべての気象警報等が解除され、学校の授業が行われる場合

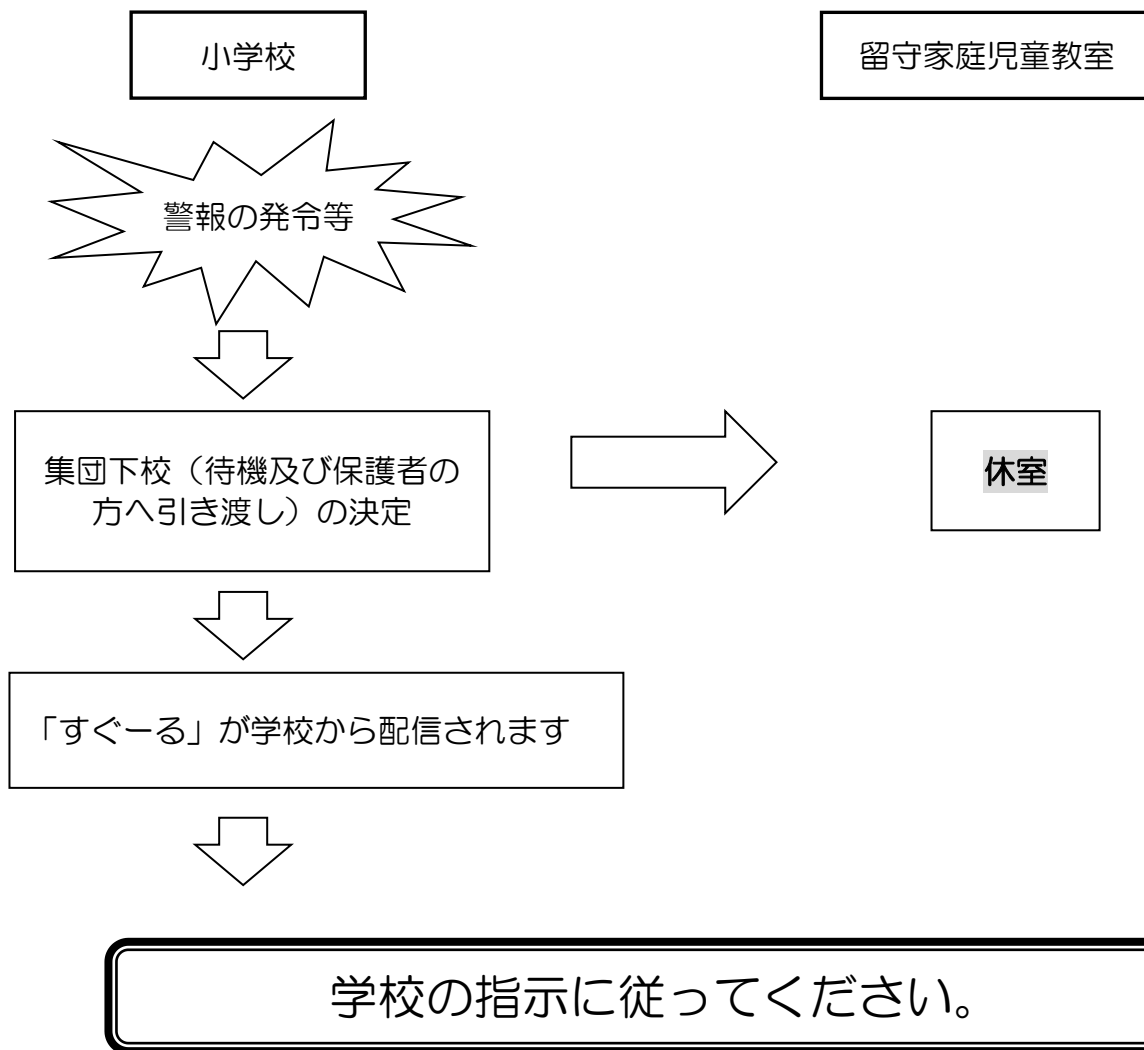
○学校の下校時刻に合わせて**開室**します。

C. 気象警報等発令前であるが、学校が休校の決定をした場合

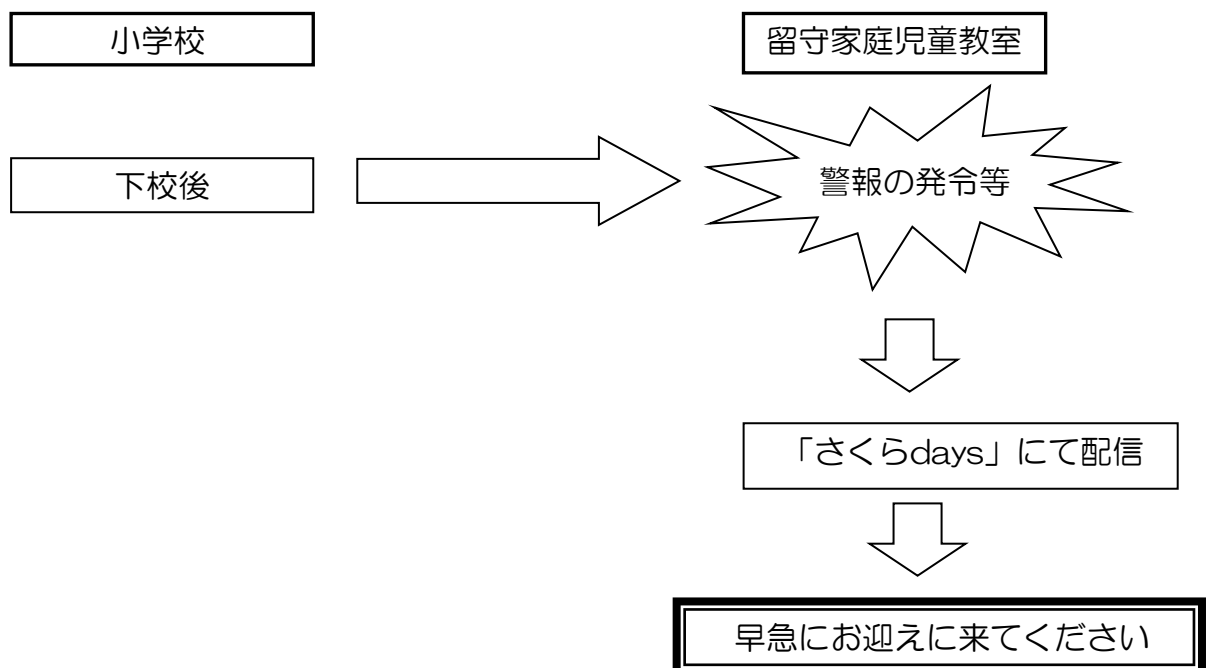
○留守家庭児童教室は**休室**となります。

「さくら days」にて連絡します。

D. 気象警報等の発令により、小学校授業時間帯(登校してから下校するまで)に下校となった場合〔待機及び保護者の方への引き渡しとなった場合を含む〕



E. 留守家庭児童教室が開設している時間帯の場合



(2) 気象警報等の発令時（土曜日・振替休業日・長期休業日の場合）

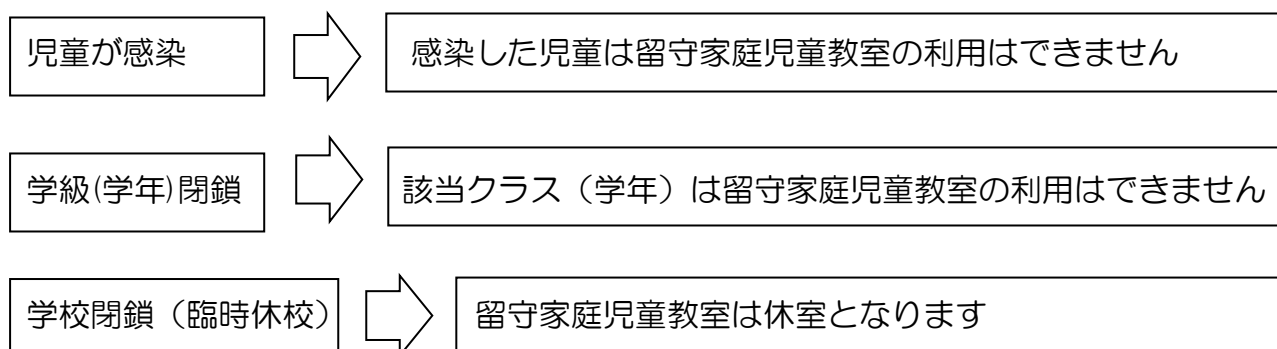
A. 午前6時時点で気象警報等が継続して発令されている場合

- 留守家庭児童教室は**休室**となります。
「さくら days」にて連絡します。

B. 開所後、気象警報等が発令された場合

- 児童は教室内で待機し、原則、保護者または保護者の依頼を受けた責任者への引き渡しとします。
- 気象警報が発表されていない場合や、震度5未満の地震が発生した場合でも、気象状況や、河川、道路の状況から判断し、引き渡しすることがあります。

(3) インフルエンザ等の感染症発生時



※このほかに、留守家庭児童教室利用中に発熱などの体調変化があった場合、個別にご連絡することがありますので、早急にお迎えに来ていただくようお願いします。

(4) 熱中症特別警戒アラート発令時

令和6年4月から、従来の熱中症警戒アラートに加え、「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設され運用が開始しました。

これに伴い、熱中症特別警戒アラートが発令された場合、屋外等の活動は中止し、全ての児童、放課後児童支援員等が涼しい環境で過ごすことができるよう、留守家庭児童教室運営を行います。また、熱中症対策のため、こまめな水分補給を適宜行います。

留守家庭児童教室における暑さ指数(WBGT)に基づく対応の目安は、以下のとおりとします。

暑さ指数 (WBGT)	留守家庭児童教室の対応の目安
	屋外等の活動(運動あそび等(グラウンド、体育館等))
◎岐阜県に熱中症特別警戒アラート発令の可能性が あります	
危険 35℃以上	■中止 ・屋外等の活動は中止。教室内部での活動(運動あそび等含む)に変更

◎岐阜県に熱中症警戒アラート発令の可能性がります	
危険 33℃以上	■中止 ・屋外等の活動は中止。教室内での活動（運動あそび等含む）に変更
危険 31℃以上	■原則、中止を検討 ・屋外等の活動は休止、延期又は教室内での活動（運動あそび等含む）への変更を検討
嚴重警戒 28～31℃	■原則、活動時間の短縮又は中止を検討 ・環境の状態を変化させる対応など
警戒 25～28℃	■積極的に休息 ・定期的な休憩を取り入れるなど
注意 21～25℃	■積極的な水分補給

■熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）

- ・特定の日における岐阜県の情報提供地点23地点すべての暑さ指数（WBGT）が35℃以上と予測される場合、前日14時頃に発令されます。

■熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）

- ・特定の日における岐阜県の情報提供地点23地点いずれかの暑さ指数（WBGT）が33℃以上と予測される場合、前日17時頃、当日5時頃に発令されます。

19. 留守家庭児童教室専用アプリ さくらdaysについて

保護者の皆様との連絡を円滑にするため、専用アプリ「さくらdays」を導入しています。このアプリでは、教室の出欠連絡や入退室時間の確認、連絡事項の受け取りが可能です。以下のポイントをご確認ください。

- ① 現行のアカウント（ID・PASS）は次年度も継続利用できます。年度切替によって新しく発行はされません。
- ② アカウントは1世帯につき1つ発行されます。利用児童ごとの発行ではありません。
- ③ 新年度に利用される児童を追加登録する場合は、アプリ内の「資料室」から「保護者様向けご利用ガイド」をご覧ください。

20. 相談窓口

留守家庭児童教室に関するご相談は、下記の連絡先にお願いします。

○株式会社明日香 海津本部(海津留守家庭児童教室内) TEL：080 - 5944 - 8431

○株式会社明日香 名古屋営業所 TEL：052 - 232 - 7715

※本事業は海津市が令和6年10月から「株式会社明日香」に委託しています。

【利用中または利用終了時の手続き】

2 1. ご利用中に必要な手続き

	どんなときに	連絡・提出先
①欠席の連絡	病気などの都合により教室を利用しないとき ・ さくらdays保護者様向けご利用ガイドにそってご連絡ください	さくらdays または ご利用の教室へ
②出席（利用）の連絡	教室を出席（利用）するとき ・ 出席（利用）の連絡は、利用月の前月20日までに、さくらdaysより申請してください	さくらdays または ご利用の教室へ
③利用休止届	年度の途中で、その月の利用をまったくしないとき ・ 前月末日までに利用休止届を提出してください ※前月末までに届出がない場合、1日も利用しなくても利用料がかかります。	こども未来課 または ご利用の教室へ
④利用廃止届	利用申請したが、今年度（令和9年3月31日まで）利用する見込みがないとき （例：児童が市外の小学校に転校する場合、家で留守番できるようになった場合など） ・ 前月末日までに利用廃止届を提出してください ※前月末までに届出がない場合、1日も利用しなくても利用料がかかります。 ・ 廃止届提出後に利用を再開する場合は、改めて新規申込が必要です。さくらdaysのID、PASSも再発行となります。	こども未来課 または ご利用の教室へ
⑤状況変更届	申請時との状況に変更が生じたとき ・ 利用月の変更（例：追加で長期休業を利用したい、または利用をやめたいときなど）や住所の変更、就労状況の変更等があった場合には、状況変更届を提出してください。 ・ 勤務先等の変更があった場合、新たな勤務先での就労証明書も一緒にご提出ください。 ・ 前月末日までに状況変更届を提出してください ※利用月変更の場合、前月末までに届出がない場合、1日も利用しなくても利用料がかかります。	こども未来課 または ご利用の教室へ

【資料】海津市留守家庭児童教室利用申請時に必要なその他の添付書類

実 施 基 準						添 付 書 類
番号	類 型	細 目		適 用		
1	家庭外労働	外 勤	常 勤		企業等で正社員として常に勤務する者。	社会保険証の写しまたは就労証明書※
			パ ー ト		時給、日雇い等の雇用形態で、比較的労働時間が短い者及びその他の非正規就労者。	就労証明書
		自 営	本 人		居宅外の自営業で、主たる従事者である者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			専 従 者 等		居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事している者。	就労証明書
		農 業	1日4時間以上		日々農作業に従事している者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			年間日数140日以上			
2	家庭内労働	自 営	本 人		主たる従事者である者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			専 従 者 等		主たる従事者に協力して従事している者。	就労証明書
3	18才以上の学生			修学中の者。	学生証の写しまたは在学証明書	
4	母 の 出 産			出産前6週間、出産後8週間に限る。	出産予定日または出産日の分かるものの写し	
5	疾病・負傷等	入 院		疾病等により、概ね1ヶ月以上入院している者。		医師の診断書（期間入りのもの） 介護保険証の写し （施設の利用状況がわかるもの）
		自 宅 療 養	常 時 臥 床		疾病等により、概ね1ヶ月以上常時臥床している者。	
			精神、伝染病		医師が長期加養（安静）を要すると診断した者。	
			自 宅 療 養		医師が概ね1ヶ月以上加養（安静）を要すると診断した者。	
		通 院	週3日以上		疾病は、比較的軽症であるが定期的に通院等を要する者。	身体障害者手帳の写し
		身 体 障 害 者 等	1・2級		身体障害者手帳を所持する者及び同程度と判断できる者で、その障がいの実態による。	
3・4級						
6	病人の看護等	入 院 付 添		概ね1ヶ月以上、家族の入院付添いにあたっている者。		医師の診断書（期間入りのもの）
		居 宅 内 看 護		同居の家庭の長期居宅療養等の介護にあたっている者。		
		身 体 障 害 者 看 護		心身に障がいのある家族の介護、通園、通勤等にあたっている者。		身体障害者手帳の写し
		老人の介護		同居の祖父母等、老人の介護にあたっている者。		医師の診断書（期間入りのもの） 介護保険証の写し
7	その他	市 長 の 認 め る 事 情		市長が認める上記以外の事情。		—

※土曜日の利用を希望する場合は、土曜日の勤務実態を記載した就労証明書が必要となります。



■利用決定や料金の引き落とし等に関することは、

海津市健康福祉部 こども未来課

〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地

TEL 0584-53-1526 FAX 0584-53-1569

E-mail kodomomirai@city.kaizu.lg.jp

■上記以外に関することは、

株式会社 明日香

●海津本部

海津留守家庭児童教室内

TEL:080-5944-8431

●名古屋営業所

名古屋市中区丸の内二丁目 2 番 28 号 5F

TEL:052-232-7715

本事業は海津市が令和 6 年 10 月から「株式会社明日香」に業務を委託し実施しています。